(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宮崎市高岡町内山字西山三七三九番八から同市高岡町内山字西山三七四〇番二まで	前	一一・五〇～一一・六二メートル	三五・七四キロメートル
	後	一一・五〇～一一・六二メートル	三五・二四〇キロメートル
宮崎市高岡町内山字西山三七四二番一地内	前	一〇一・三二～一〇五・四二メートル	一三〇・八四メートル
	後	一〇一・三二～一〇五・四二メートル	一四二・三七メートル
都城市高城町四家字本八重一六番二二地内	前	一三・五八～一五・六一メートル	一三〇・八四メートル
	後	一三・五八～一五・六一メートル	一五〇・八六メートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年四月二十二日

九州地方整備局長　岩崎　泰彦

路線名　十号　宮崎市高岡町内山字西山三七三九番八から同市高岡町内山字西山三七四〇番二まで　供用開始の区間　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年四月二十二日

九州地方整備局長　岩崎　泰彦

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宮崎市高岡町内山字西山三七四二番一地内	〃	〃	〃
都城市高城町四家字本八重一六番二二地内	〃	〃	〃

供用開始の期日　平成二十六年四月二十二日

○九州地方整備局告示第百十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月二十二日

九州地方整備局長　岩崎　泰彦

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百二十号及び四百四十八号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
日南市大字平野字池ケ山一六五〇七番一から同市大字平野字池ケ山一六五二四番一まで	前	一四・七九～四〇・八七メートル	〇・一四九キロメートル
	後	一四・七九～五〇・一九メートル	〇・一四九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月二十二日

九州地方整備局長　岩崎　泰彦

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所　路線名　二百二十号及び四百四十八号　日南市大字平野字池ケ山一六五〇七番一から同市大字平野字池ケ山一六五二四番一まで　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

国会事項

衆議院

条約送付通知書受領

四月十八日参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

平和的目的のための原子力の利用における協力のための日本国政府とトルコ共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

法律公布奏上通知書受領

四月十八日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律

議案提出

四月十八日内閣から提出した議案は次のとおりである。

原子力委員会設置法の一部を改正する法律案

議案通知書受領

四月十八日参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第百八十五回国会内閣提出、本院継続審査）

平和的目的のための原子力の利用における協力のための日本国政府とトルコ共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第百八十五回国会内閣提出、本院継続審査）

又同日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律案

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案

議案撤回

四月十八日次の議案は委員会において撤回を許可した。

介護従事者等の人材確保に関する特別措置法案（柚木道義外五名提出、第百八十三回国会衆法第二七号）

質問書提出

四月十八日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

官民ファンドの検証に関する質問主意書（小池政就提出）

答弁書受領

四月十八日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員妻昭提出裁判における証拠の扱いに関する質問に対する答弁書

衆議院議員古川元久提出特別交付税に関する省令に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出ウクライナ情勢に係る駐ウクライナ日本国特命全権大使の発言に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出我が国邦人が北方領土に入域した際の政府の対応等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出駐日ガーナ大使が借りていたビルにおいて賭博がなされていた件に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出米軍普天間飛行場の辺野古移設を巡る沖縄の受け止め等に対する政府の認識に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出北方四島への邦人の入域に係る閣議了解の見直しに関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員杉本かずみ提出福島県「県民健康管理調査『甲状腺検査』」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員辻元清美提出安倍政権における村山談話及び河野談話に係る「統一的見解」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員辻元清美提出村山総理大臣談話の「閣議決定の有無」についての認識と、「事務方から上がってきた『ペーパー』」に関する質問に対する答弁書